

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程（令和元年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 <u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条第3項若しくは第4項に規定する職員又は同条の規定の適用を受ける職員以外の職員に対して令和3年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、同項第3号中「100分の3」とあるのは「100分の0.7」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和元年11月1日から施行する。</u></p>

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。